

## セミナーエリア及び2階厨房の利用について

### 1. 利用申込み

セミナーエリア等の利用者は湯楽里館に利用申請を行い、許可を得ること

(1) セミナーエリア利用申込窓口

湯楽里館 東御市和3875 電話 0268-63-4126

(2) 利用許可申請書 …別紙による

(3) 利用申込み受付期間

利用予定日の6か月前から2週間前までに、利用許可申請書を提出する

### 2. 利用料金

セミナーエリア	1時間当たり 2,540円
厨房 ※厨房のみの利用不可	1時間当たり 2,500円

※ 1時間に満たない利用時間については、1時間とみなし料金を徴収する

### 3. 利用料の減額、免除

東御市農業農村活性化施設条例（条例第128号）第10条第2項の規定により料金を減免する場合は下記のとおりとする

(1) 条件

『公益上特に必要があると認める場合』とは主に、下記①に該当する団体及び個人とし、利用希望者より提出された利用許可申請書の内容に基づき湯楽里館及びワインビアコンシェルジュで協議し減免率を決定する

- ① 市内に居住または事業所等をもつ者で、ワイン・農産品等の振興に資する利用目的であること

(2) 手続き

減免申請書を湯楽里館に提出する

#### 4. 利用者の責務

- (1) ミュージアム利用者の安全かつ快適な利用を最優先し、責任者を常駐させ、善良な管理義務をもって使用する
- (2) 利用者の過失による事故及び損害、破損等については、利用者の責任において補償する
- (3) 使用後は、使用箇所の清掃及び現状復帰を行う

#### 5. その他

上記に記載のない事項については、湯楽里館と利用者にて協議の上決定する

## セミナーエリア及び厨房利用の手引き

### 1. 利用の準備・撤収について

セミナーエリア等の利用の準備・撤収については、以下の項目に従い行うこと

#### (1) 機材、備品、物品等の搬入・撤去

利用時間内に行うこと。なお、冷蔵・冷凍が必要な食材を前日までに搬入する場合は、エレベーターや備品リフトを使用する場合はあらかじめ申し出ること。保管庫の空き状況などを考慮し対応します。

#### (2) 会場設営及び備品の使用

利用時間内で行うこと。備品等については、利用者の責任において用意すること。事前に申し出のある場合のみ施設内の備品の貸し出しも対応します。

#### (3) 厨房の利用

以下の項目を遵守し使用すること

- ① 厨房に入る前には「消毒用アルコール」にて手指の除菌を行う
- ② 厨房内に段ボール箱やそれに準じた箱は持ち込まない
- ③ 調理者は指定された場所で「手洗い」を行う
- ④ 使用後は、必ず蛇口や冷蔵庫、その他の取手類を「消毒用アルコール」で除菌する
- ⑤ 下記に該当する場合は、調理用手袋を使用すること
  - ・手指に傷等がある場合
  - ・肉、魚、卵等の生食する食品、加熱調理後の食品を取り扱う場合
- ⑥ 下記の道具（箇所）は適切に使い分けをすること
  - ・シンク（手洗い、食材・食器・道具等の洗い、ゆすぎ）
  - ・スポンジ（食器用、道具用、シンク用、ひどい汚れ用）
  - ・台拭き（客席用、調理場用）と床拭き

#### (4) 会場の撤収

以下の項目を遵守し使用すること

- ① 清掃を行い、施設の設備・機器・用品を所定の状態に復帰すること
- ② 利用者の責任においてゴミの処理を行う
  - 指定ゴミ袋を事前購入（1枚100円）する場合は、指定場所への廃棄可

## 2.料理や飲み物の提供について

次に記載する条件に従い、飲食物（酒類含む）の提供を行う事が出来るものとする

### (1) 調理・提供

食品衛生責任者の指示に従い、利用者の責任において調理・提供を行うこと。調理者は、調理師や食品衛生の講習会修了者等、食品の衛生管理について十分な知識と経験を有する者を配置すること

### (2) 衛生管理

利用者は、調理機器、食器等の利用前に必ず汚れやほこり等がないか、状態を確認し、テーブル・椅子・床等の清潔を保つこと

### (3) 衛生管理に関する責任分担

食品衛生管理上の問題が生じた場合には、利用者側の食品衛生管理の責任とし、当施設及び当施設の食品衛生責任者は一切の責任を負いません

## 3.その他

上記に記載のない事項については、湯楽里館と利用者にて協議の上決定する